

米国有機執行強化 (SOE: Strengthening Organic Enforcement)

令和6年3月22日



Eureka Global Solutions, LLC
代表取締役社長
ボイド敏子

本プレゼンテーションで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本プレゼンテーションで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

本件に関する問い合わせ先：日本貿易振興機構(ジェトロ)ロサンゼルス事務所

電話番号：1-213-624-8855 Email アドレス：lag-USPF@jetro.go.jp

目次

- 1. SOEの背景と目的
- 2. 適用期限
- 3. 新規則の主な内容
- 4. 影響を受ける事業者と免除対象
- 5. 監査に備えて(サプライチェーン
トレーサビリティ)
- 6. JAS制度による有機認証事業者
への影響と、米国向け有機認証製
品の輸入手続き

1. SOEの背景と目的

1.1 背景

米国有機食品市場の小売り売上高は、2010年の260億ドルから、2021年の520億ドルに増加。

有機製品市場の成長に伴うグローバル・サプライチェーンの複雑化によって、有機製品市場の透明性が低下し、意図的な有機製品の詐欺、不正行為が増加。

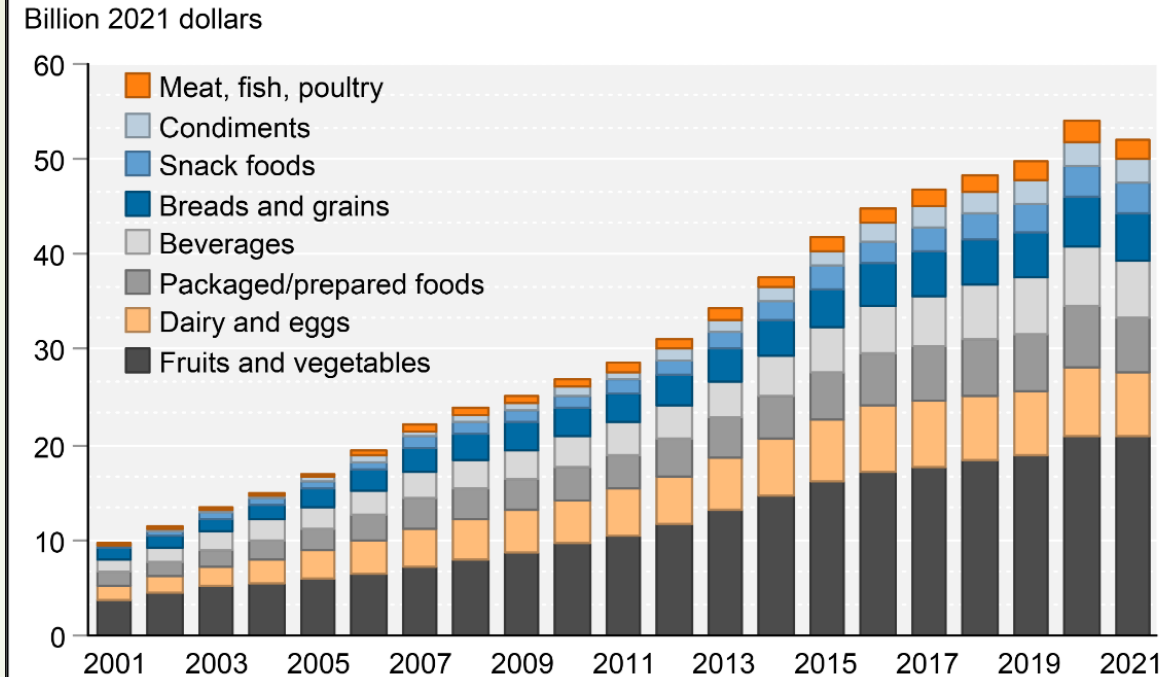
このような背景を受けて2023年1月、米国農務省(USDA)の国家有機プログラム(National Organic Program :NOP)は、有機執行強化(Strengthening Organic Enforcement :SOE)の最終規則を公表。

- 今回のSOE規則制定は、1990年に定められた、有機製品に関する最初の法律以来、有機規制に対する最大の改訂。
- 今回の改訂により、有機製品の生産、取扱い、販売への監視と執行が強化される。



米国における有機食品市場小売り売上高の推移(2001年~2021年)

U.S. organic food retail sales by category, 2001-21



Note: Nutrition Business Journal estimates of U.S. organic food sales are typically somewhat lower than Organic Trade Association estimates.
Source: USDA, Economic Research Service using data from Nutrition Business Journal, 2022. Values are adjusted for inflation (to 2021 dollars) using the CPI-U.

1. SOEの背景と目的

1.2 目的

有機製品の完全性を保護し、USDAの有機認証マークに対する生産者と消費者の信頼を高め、不正行為を軽減すること。



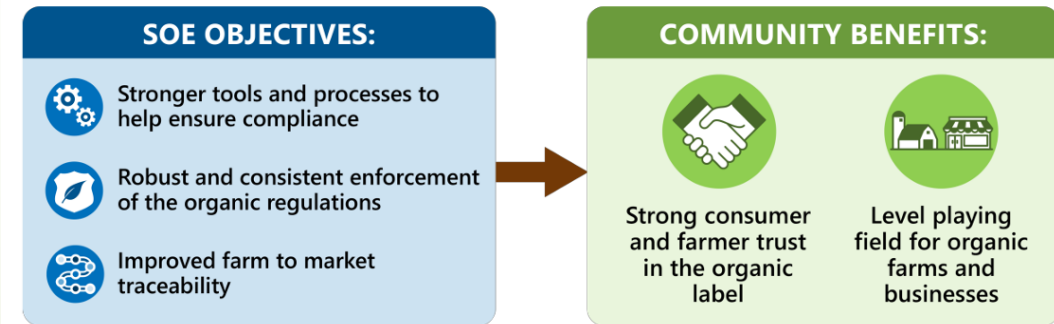
画像出典：USDA Organic
<https://www.usda.gov/topics/organic>

この目的を達成するため、SOEはオーガニック認証システムについて以下の側面から強化することを決定

- 有機管理システムを強化
- 農場から市場までのトレーサビリティの向上、透明性を高める
- 輸入監視の強化
- 有機規制の執行の強化



A changing organic market demands stronger enforcement to protect and uphold standards for organic products



図の出典：USDA SOE webinar
https://www.ams.usda.gov/sites/default/files/media/SOE_PublicationWebinar.pdf

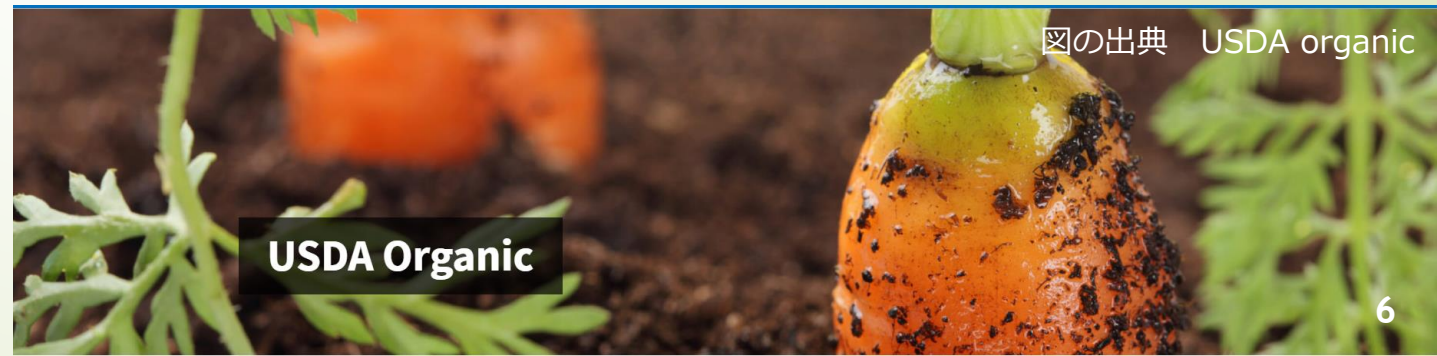
2. 適用期限

従来の規則によりUSDA有機認証機関から認証を受けている有機製品取扱業者、新規則の下でUSDA有機認証を取得する必要がある有機製品取扱業者、また新規にUSDA有機認証を取得しようとする全ての事業者は、2024年3月19日までに当該新規則によるすべての要件を満たさなければなりません。

2023年1月18日 最終規制の公表

2023年3月20日 SOE規則の発効

2024年3月19日 SOE規則の準拠日
(最終規則公表後14カ月後)



3. 新規則の主な内容



- 有機サプライチェーンにおいて、ブローカーやトレーダーなど、より多くの企業が有機認証を取得することを義務付け、有機サプライチェーン内の未認証事業者数を削減。
→従来の規制下では侵害と不正行為のリスクが存在していた、これまで認証を受ける必要のなかった加工業者や取扱者にも、認証取得を求めます。
- すべての有機輸入品に電子NOP輸入証明書フォームの提出を義務付け。
→日本の有機JAS制度と米国の有機制度との同等性の仕組みを活用した輸出については、新規則の適用前からも輸入証明書フォームNOP * 2210-1が使用されていました。そのため、電子申請を従来から実施している場合にはこの事項についての変更はありません。（* NOP: 国家有機プログラム(National Organic Program)）
- 有機製品の入っている容器は、小売用の容器でない製品も含め、有機製品としての識別を義務付け。
→認証された製品を明確に識別し、トレーサビリティを向上させることを目的としています。
- 記録管理の強化、すなわちトレーサビリティの実践による不正行為の防止。不正行為防止手順のための計画手順書作成とその実施。
→有機認証が免除されている事業者でも、有機製品を取り扱う事業者は有機製品に関する記録管理が必要です。

3. 新規則の主な内容(続き)

➤ 有機認証機関に対する事項

- サプライチェーンの監査を行う事。
- 年次の監査に加え、有機認証を持つ事業者の5%に対し抜き打ち検査。
- 生産者グループの有機認証要件を明記すること。
- 有機事業証明書の標準化の義務付け。
- 有機認証された事業に関する情報に変更があった際には、有機データベースを72時間以内にアップデート。
- 有機検査官および有機認証機関担当者の統一された資格や訓練基準の義務付け。

新規則のゴール



Grow and develop the organic sector through transition initiatives and technical assistance



Develop and implement organic standards through open, transparent, collaborative processes



Protect organic integrity through strong oversight systems



Protect organic integrity through robust enforcement

図の出典 : USDA Strengthening Organic Enforcement (SOE) Final Rule Introduction

- 米国特許商標庁 (USPTO) への USDA 有機シール商標の登録を含む、USDAが有機ラベルを保護するための措置をし、登録商標により、認証されていない事業者がシールの不正使用を阻止する権限を与える。
→SOE要件を遵守していない場合、有機認証の停止、高額の民事罰金などの執行措置が講じられる可能性。⁸

4. 影響を受ける事業者と免除対象

4.1 影響を受ける事業者

新規則は USDA認定の有機認証機関、有機検査官、認証された有機製品事業者、今後有機認証取得を計画している事業者、有機製品を輸入または取引する企業、有機製品を販売する小売業者に影響を与えます。規則改正前と改正後では、有機認証を受ける事業者は以下のように変更となります。

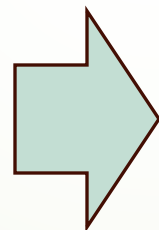
改正前

製品の製造者、加工者、梱包者、ラベルを貼る者



Production Processing Package

アイコン出典 : <https://usa.ecocert.com/NOP/Resources>



改正後

製品の製造者、加工者、梱包者、ラベルを貼る者

+

製品の取引、販売、取引の促進(ブローカー及びトレーダー)、米国への輸入に携わる者(輸入者)、米国からの輸出に携わる者(輸出者)、さらには、オーガニック製品を混ぜる、集約、選別、調整、処理、保管、受領、または積み込みをする事業者など



Sell Load Transport Unload Storage Home delivery

アイコン出典 : <https://usa.ecocert.com/NOP/Resources>

4. 影響を受ける事業者と免除対象

4.2 免除対象

- 取り扱う全ての製品が不正開封防止パッケージ(STEP=Sealed Tamper Evident Packaging)*に入っている場合、それらの製品を販売、取引する仲介業者は、有機認証を受ける必要はありません。このように、販売業者、ブローカーが有機認証を受ける必要があるか免除対象となるかは、事業内容によって異なります。STEP製品のみを扱う小売店、有機製品に直接触れない通関業者、例えば、有機認証を受けている製造会社から有機認証を受けている卸売り会社にSTEP製品を輸送する輸送会社は、免除対象となります。

* 不正開封防止パッケージ(STEP): 開封されると、開封されたことを示す目に見える証拠があると合理的に判断できるパッケージ

画像出典: Adobe Stock



画像出典: Adobe Stock



<STEPの例>



画像出典: Adobe Stock



画像出典: Adobe Stock



画像出典: Adobe Stock



画像出典: Adobe Stock

<STEPではない例>

- 年間売り上げが\$5,000以下の事業者
- 免除対象の企業も、オーガニック製品を扱う企業は不正取引防止のための記録を作成する必要があります。

4. 影響を受ける事業者と免除対象

4.3 免除対象(例)

免除対象か否かは、扱う有機製品がSTEPであるかどうかが大きく影響しています。

- 小売業者と非小売業者(保管や出荷などを準備する者)205.101(e)&(f)
 - 扱う製品が全てSTEP → 免除
 - 扱う製品が全てSTEPでない場合 → 認証が必要
- 輸送業務者で、有機認証を受けている会社からSTEP製品のみを荷積みし、STEP製品のまま、有機認証を受けている会社へ輸送する場合は、免除

詳細情報のリンクは以下の通りです。

- [国家有機プログラム\(NOP\);有機執行強化](https://www.federalregister.gov/documents/2023/01/19/2023-00702/national-organic-program-nop-strengthening-organic-enforcement)(連邦官報)(英語)
<https://www.federalregister.gov/documents/2023/01/19/2023-00702/national-organic-program-nop-strengthening-organic-enforcement>
- [有機執行強化\(SOE\)最終規則](https://www.ams.usda.gov/sites/default/files/media/SOE-FR-Fact-Sheet.pdf)(英語)
<https://www.ams.usda.gov/sites/default/files/media/SOE-FR-Fact-Sheet.pdf>
- [USDA、有機執行強化の最終規則を発表](https://www.ams.usda.gov/press-release/usda-publishes-strengthening-organic-enforcement-final-rule)(英語)
<https://www.ams.usda.gov/press-release/usda-publishes-strengthening-organic-enforcement-final-rule>

5. 監査に備えて(サプライチェーントレーサビリティ)



- サプライチェーントレーサビリティ監査に備えて、以下の対応が必要(輸入業者だけでなく、サプライチェーンに関わるすべての事業者)
- 有機製品について記録を行い、不正取引の防止措置記録(Fraud Prevention Plan)を作成。
- 有機製品の購入先が認証を受けていることを有機完全性データベース(Organic Integrity Data Base=OID) * にて確認し、記録。
- 有機製品を購入し、受け入れてから、製造工程を通し、出荷するまでを記録。
- 非小売り用の容器へ、オーガニック認証製品であることを明確にしラベルを貼付。
- トレーサビリティのためのオーガニック認証製品のロット番号、出荷識別番号を明記。

* 有機完全性データベース(Organic Integrity Data Base=OID)

- 認証団体が有機認証した企業に対して、OIDにて証明書を作成し、変更があった場合は72時間以内にアップデート。
- OIDでは事業者のオーガニック認証の有無や認証段階のどこにあるか、どのような製品についての認証を持っているか、などの情報を閲覧する事ができる。

Organic Integrity From Farm to Table



Consumers Trust the Organic Label

図の出典：USDA Strengthening Organic Enforcement (SOE) Final Rule Introduction

6. JAS制度による有機認証事業者への影響と米国向け有機認証製品の輸入手続き

6.1 JAS制度による同等性相互認証を活用した有機認証事業者への影響



JASへのヒアリングの結果は以下のとおりです。

米国の有機規制強化による日米の有機同等性への影響については、令和6年3月時点では、同等性の合意内容への直接の影響はありません。一方、手続き上の変更点としては以下の2つです。

- ・日本から米国へ同等性を利用して輸出する際の証明書の電子化
- ・日本から米国に輸出する際の非小売り用容器への、有機識別可能な表示の貼付



図の出典：農林水産省 有機食品の検査認証制度

また、現時点では有機JAS制度では、仲買いや卸といったサプライチェーン上の関係者に有機JAS認証を義務付ける予定はありません。今後も、日米の有機同等性に基づく米国への輸出が認められるよう協調していくと見られます。

6.2 米国向けオーガニック認証製品の米国向け輸出、輸入続き等への影響

USDAへのヒアリングの結果は以下のとおりです。

- USDA国家有機プログラム(NOP)の有機執行強化(SOE)最終規則では、米国へのすべての有機輸入品に対してNOP輸入証明書の取得と、有機サプライチェーンにおける仲介業者や貿易業者などの、より多くの企業に対して認証を求めています。一方、NOPが有機的同等性の取決めをしている国に対して新しいSOE要件を適用するプロセスは、一般的に時間がかかります。
- そのため、令和6年3月時点では、日米の有機同等性認証を活用した米国向け有機製品の輸出には直接の影響はないものの、今後、制度の見直しの可能性はあります。
- NOPは日本の農林水産省と緊密に連携しており、同等性を確保しています。有機JAS認定農産物を取り扱う日本の事業者のうち、その事業内容が有機JAS規格の範囲外である場合（例えば、製品の取引や販売等に携わる業者や輸出業者）は、現状は有機JAS制度認定を受ける必要はありません。
- 輸出される製品の最終的なJAS認定生産者または取扱者は、JAS認証機関にNOP輸入証明書発行をリクエストします。輸入証明書における最終取扱者は認証されている必要がありますが、日本の輸出者が認定を受けていない場合でも、輸入証明書に未認証の輸出者を記載することができます。
- 一方、米国へ有機製品を輸入する者は有機認証を受ける必要があり、これは 輸入する製品の認証制度がJAS制度である場合も同様で、また製品のパッケージがSTEPである場合も同様に必要です。また、米国への有機製品の輸入業者の拠点がどこであっても(米国内でなくても)、認定を受ける必要があります。

6.3 参考情報

- USDAより認定された有機認証機関 - 認証プロセス、費用、認証に関するポリシーなどに関する具体的な情報については、認証機関から選び、直接お問い合わせください。米国全土および世界の多くの国で活動している認証機関は以下のリストをご利用ください。

Accredited Certifying Agents: <https://www.ams.usda.gov/services/organic-certification/certifying-agents>

- USDA有機認定を受ける方法に関して - 認定を受けるための基本的な手順の概要

How to Become Certified: <https://www.ams.usda.gov/services/organic-certification/becoming-certified>

- 有機認証についての説明や、認証コストを含む認証プロセスの概要

Organic Certification: <https://www.ams.usda.gov/sites/default/files/media/What%20is%20Organic%20Certification.pdf>



本プレゼンテーションでは、2023年1月19日に発表され2024年3月19日に準拠日を迎える米国有機執行強化について、背景や主な内容、影響を受ける事業者、免除対象、そして日本のJAS制度による有機認証との同等性への影響と米国輸出に関する手続き上の影響等の概略をご説明しました。

認証プロセス、費用、認証に関するポリシーなど、各事業会社に適用される具体的な情報については、米国農務省国家有機プログラム、米国農務省が認証している有機認証機関や、農林水産省JAS制度ご担当等へ直接お問い合わせする事をお勧め致します。

本件に関する問い合わせ先: 日本貿易振興機構(ジェトロ)ロサンゼルス事務所
電話番号: 1-213-624-8855 Email アドレス: lag-USPF@jetro.go.jp